

環境対策支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金条例施行規則第2条第1項第4号の規定に基づく環境対策支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、福岡都市圏内又は筑後川流域内に所在する団体で、筑後川流域（有明海を含む）において、環境保全活動を行う非営利活動団体（以下「団体」という。）とする。

(環境保全活動)

第3条 第2条に定める環境保全活動とは、次の各号のいずれかに該当する活動（宗教活動、政治活動又は選挙活動を除く。）とする。

- (1) 森林の育成及び保全に関する活動
- (2) 河川及び海等の清掃活動
- (3) 環境教育活動
- (4) 水質保全活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他支援が適当と認められる活動

(補助候補団体の選定)

第4条 第2条に規定する団体の選定は、福岡都市圏内に所在する団体については公募に応募した団体とし、筑後川流域内に所在する団体については関係自治体等との協議によるものとする。

- 2 福岡都市圏広域行政事業組合管理者（以下「管理者」という。）は、筑後川流域内に所在する団体について、前項により補助候補団体を選定したときは、団体に補助候補団体に選定した旨を通知する。

(補助申請)

第5条 補助候補団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、環境対策支援補助金申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 活動収支計画書
- (3) 定款又は規約等
- (4) 役員名簿
- (5) 団体の概要書
- (6) その他管理者が必要と認める書類

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第3条の規定する環境保全活動の実施に要する直接的な経費のうち、予算の範囲内において別表により算出した額を限度とする。

- 2 同一団体の補助の回数は、1年度につき1回限りとする。

(審査機関)

第7条 第5条の規定により申請された内容について、福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金運営委員会で審議し、福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金審議会で行う。

(補助金の交付決定)

第8条 管理者は、補助金を交付することを決定したときは、環境対策支援補助金交付決定通知書（様式第2号及び第3号）を、補助金を交付しないことを決定したときは、環境対策支援補助金

不交付決定通知書（様式第4号及び第5号）を補助候補団体及び協議を行った関係自治体等に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、速やかに環境対策支援補助金請求書（様式第2-1号）を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求に係る補助金を一括して交付する。ただし、管理者が必要と認めたときは、その一部若しくは全部を事業の途中で交付することができるものとする。

（補助活動の変更等）

第10条 補助団体は、補助金交付決定通知を受けた後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、環境対策支援補助金交付変更申請書（様式第6号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助活動の内容を変更（軽微の変更を除く。）するとき。
- （2）補助活動を中止し、又は廃止するとき。
- （3）補助活動が予定期間内に完了しないとき。

（実績報告）

第11条 補助団体は、補助活動が終了したとき又は補助金の交付決定の属する会計年度が終了したときは、速やかに環境対策支援補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて管理者に報告しなければならない。

- （1）活動の経過又は成果を証する書類等（様式第7-1号）
- （2）活動収支報告書（様式第7-2号）

（補助金の額の確定）

第12条 管理者は、前条の規定により報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを、環境対策支援補助金実績調査確認書（様式第8号）により調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、環境対策支援補助金確定通知書（様式第9号）により当該補助団体に通知するものとする。

（暴力団の排除）

第13条 管理者は、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 管理者は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず補助金を交付しないものとする。

- （1）暴排条例第2条第1号に規定する暴力団または同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）
- （2）法人その他の団体であって、その役員が暴力団員等である者
- （3）暴力団等と密接な関係を有する者

3 管理者は、補助団体が前号各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 管理者は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助申請者又は補助団体に対し、当該申請に関し警察への照会確認を行うため、補助申請者又は補助団体（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（交付決定の取り消し）

第14条 管理者は、補助団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決

定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付した補助金に余剰が生じたとき。
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (5) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき。
- 2 管理者は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、環境対策支援補助金交付取消決定通知書（様式第 10 号）を、補助団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 15 条 管理者は、第 13 条第 1 項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（関係書類の整備）

第 16 条 補助団体は、収入支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しなければならない。

2 管理者は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

（事後評価と助言・指導）

第 17 条 管理者は、活動実績の事後評価を行い、評価が低い団体に対しては助言・指導を行うことができる。

2 管理者は、助言・指導後の改善の有無や程度を、次年度交付額に反映させることができる。

（委任）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この要綱は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の規定に基づき補助金を交付した団体については、従前の例による。

別表

福岡都市圏内に所在する団体			筑後川流域内の市町村に所在する団体		
活動の種類	補助率	補助限度額	活動の種類	補助率	補助限度額
森林の育成及び保全に関する活動 (森林に関する環境教育活動を含む)	90%	40万円	森林の育成及び保全に関する活動 (森林に関する環境教育活動を含む)	70%	30万円
その他の活動	70%	30万円	その他の活動	50%	20万円
大学のサークル活動等					
森林の育成及び保全に関する活動 (森林に関する環境教育活動を含む)	90%	40万円	森林の育成及び保全に関する活動 (森林に関する環境教育活動を含む)	90%	30万円
その他の活動		30万円	その他の活動		20万円

備考

- 1 申請額が10万円未満の場合は、補助率、補助限度額に関わらず申請額とする。
- 2 第5条の規定に基づく補助申請書類による事前評価及び第17条の規定に基づく事後評価の評価結果により、補助限度額を増額若しくは減額することができる。